

# 消費生活トラブル注意報 !!

## ★音声ガイダンスを利用した 架空請求に要注意!

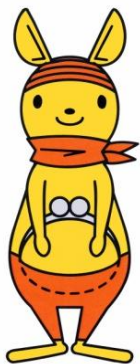
・・・北九州市立消費生活センター

### (相談事例)

スマートフォンに知らない番号から着信があり、かけ直すと音声ガイダンスで「アプリ料金が未払いになっているので、裁判所へ出廷する必要がある。和解を希望する方は『1』を、心当たりのない方は『2』を押すように。」と流れたので、『2』を押した。すると、電話がつながり、名前や生年月日を聞かれたので、こわくなり電話を切った。心当たりはないが、どうしたらよいか。



### (アドバイス)



- ◆知らない番号や非通知の電話に出たり、かけ直したりすると、相手は名前や住所など、新たな個人情報を聞き出そうとすることがあります。個人情報を知られると、今度は別の手口でお金を請求してくることもあるので、知らない番号や非通知の電話は無視しましょう。
- ◆「裁判を起こす」、「自宅まで行く」など、不安をあおるようなことを言われても、利用した覚えのない請求に絶対に応じてはいけません。
- ◆少しでも不安や疑問を感じた場合は、家族や周囲の人、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)

\* 「消費者ホットライン」(局番なし) 188 (嫌や!(イヤヤ!))

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)